

国立大学法人広島大学

法人番号：65

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II. 業務運営・財務内容等の状況 ＜評価結果の概況＞ (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「中期目標の達成に向けて<u>おおむね順調</u>に進んでいる」</p> <p>(改善すべき点) ○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足 大学院専門職学位課程について、第2期中期目標期間においても改善すべき点と指摘したが、<u>学生収容定員の充足率が平成28年度から令和元年度において90%を満たしていないことから、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた対応が求められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「中期目標の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる」</p> <p>(改善すべき点) ○大学院専門職学位課程における学生定員の未充足 大学院専門職学位課程について、第2期中期目標期間においても改善すべき点と指摘した。<u>学生収容定員の充足率が平成28年度から令和元年度において90%を満たしていないが、学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた具体的な対</u></p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 中期目標期間評価は、評価実施時点における中期目標期間全体の業務の状況についての調査・分析をもとに行うものであり、第3期中期目標期間中4か年にわたり学生定員の未充足が生じていることを勘案し、中期目標の達成状況を「おおむね順調」であると判断しているため。</p>

応を進めており、改善に向けてさらなる取組が求められる。

【理由】

今回の評価理由として、大学院専門職学位課程（教職大学院，法科大学院）における学生定員の未充足について指摘を受けているが，教職大学院の定員充足率は毎年度100%程度で推移している。法科大学院においては，学生収容定員の充足率の改善に向けて，ロードマップを作成し，取組を重ね，平成28年度の57.6%から令和元年度の70%に増加している。特に，最近の入学定員充足率は，平成30年度及び令和元年度は90%となっている。（ロードマップについては別紙1参照）

神戸大学法科大学院との連携による説明会の共同開催等や法科大学院進学希望の本学法学部生に法科大学院教員が直接指導する機会を設けるなどの取組により，志願者・受験者数が増加傾向にあり，定員20名に対し，令和元年度の志願者・受験者数は，平成30年度から1.5倍程度に増加している。入学定員充足率100%を追求しているが，司法試験合格率などの成果向上や優秀な法曹の輩出に期待する地元法律事務所からの期待もあることから，学生を入試段階で厳格に選抜する方針としており，その結果として，毎年度の入学定員充足率は概ね85%で推移している状況にある。

また，神戸大学法科大学院との教育連携により，その助言に基づくカリキュラムの抜本的見直しや学習到達度のダブルチェックを行い，教育成果を検証している。同時に，本学独自に教育プログラム（個別学修指導＋統合型学修プログラム）を強化し法曹としての学びを支える学修への転換度を指針に設け，これに基づく学修到達レベルを目標設定し，司法試験合格等の教育成果が得られるよう教育の質のさらなる向上を図る。将来の司法試験合格を見据え，上記

のような教育プログラムにスムーズに対応できる意欲の高い学生を選抜する入試の工夫を始めている。

一方、令和3年4月9日付けで大学改革支援・学位授与機構から通知された教育研究の状況に関する評価結果（案）では、中期目標（小項目）1-1-3の優れた法律専門家の養成についての取組が「4優れた実績を上げている」と高く評価され、中期目標（大項目）I教育に関する目標の評定「4計画以上に進捗」に寄与しており、「個別指導システムの構築と司法試験の合格率向上」が優れた点として認められるなど「優れた実績」が認められると判断されている。

したがって、収容定員の未充足（充足率90%未満）に関しては事実であるが、「学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた対応が求められる。」との表記については、大学改革支援・学位授与機構の評価結果（案）が「優れた法律専門家を養成についての取組が「4優れた実績を上げている」と高く評価されていることから、「学長のリーダーシップの下、定員の充足に向けた具体的な対応を進めており、改善に向けてさらなる取組が求められる。」に変更願いたい。（定員充足に向けた具体的な対策については、別紙2参照）

さらに、「（1）業務運営の改善及び効率化」に関しては、IR機能を活用した全学的な人員配置による教育研究組織の見直しとして、情報科学部、総合科学部国際共創学科の新設や大学院の再編のほか、若手人材を積極的に登用するための育成助教枠の創設など、組織改革や人事制度改革も積極的に行ってきた実績がある。

これらの実績により、「（1）業務運営の改善及び効率化」の評価は、平成28年度から令和元年度の4年間は全てが「順調」の評価を得ている。

以上のことから、中期目標・中期計画の

<p>実績を総合的に評価するという観点から、第3期中期目標期間の評価結果については、「順調」の評価に修正願いたい。</p>	
---	--

法科大学院制度を支える教育機関へのロードマップ

広島大学法科大学院

目標 独自の教育プログラムによる法曹養成教育機関として法科大学院制度を支える

	目 的	目標達成方法
①	学びの転換と質の向上による法曹資質の強化	統合型教育プログラムと個別学修指導システムの構築と洗練
②	司法試験合格率の改善向上と安定化	神戸大学法科大学院との教育連携 入試制度の抜本的見直し
③	学生収容定員及び入学定員の充足	中四国地方の大学法律系学部との教育連携の展開

ロードマップ（各年度における新規取組の開始・実施の状況）

平成 28 年度

神戸大学法科大学院との教育連携協定締結（②）

* 神戸大学法科大学院による本学教育現状把握調査の実施（①②）

* 神戸大学法科大学院との合同説明会開催の開始（③）

香川大学法学部との教育連携協定締結（③）

* プロフェッショナル性養成講座の提供開始（①③）

平成 29 年度

神戸大学法科大学院との教育連携（②）

* カリキュラムの抜本的見直しと再編（①②）

本学法科大学院説明会の西日本エリアでの開催（③）

本学在学生向け給付奨学金制度新設（②③）—TKC 全国実力確認テスト成績と連動

平成 30 年度

神戸大学法科大学院との教育連携（②）

* 新カリキュラムへの3学年同時移行（①②）

* 神戸大学法科大学院による本学教育状況把握調査の実施（①②）

本学教育プロセスのブラッシュアップ（①）

* 統合型教育プログラムのコア化（①）

* 個別学修指導体制の整備・強化（①）

* 入学予定者に対する事前学習課題及び課題確認試験の実施（①）

教員の人的体制の強化（①）—法科大学院修了・新司法試験合格の若手教員採用

本学入試制度の見直し（①②）

- *入試科目における「資質確認」の導入 (①②)
- *本学教育プログラムで学修力を高められる資質を見極める入試選抜 (①)
- 本学入学者向け給付奨学金制度の新設 (③) —課題確認試験成績と連動

令和元年度

- 神戸大学法科大学院との教育連携 (②)
 - *新カリキュラムによる教育成果 (学習到達度) の検証 (②)
- 本学在学生向け給付奨学金 (Next Step 奨学金) 制度の新設 (③)
- 本学入試合格者 (希望者) に対する個別学修指導の開始 (③)
- 本学法学部へ特定プログラム (法律専門職養成特定プログラム) 提供開始 (①③)
- 西南学院大学法学部、広島修道大学法学部との法曹養成連携準備協定締結 (③)

令和2年度

- 本学法学部との法曹養成連携協定締結 (①③)
- 教員の人的体制の強化 (①) —法科大学院修了・新司法試験合格の若手教員採用
- 神戸大学法科大学院との教育連携 (②)
 - *オンラインでの授業提供等の情報交換
- 入試合格者・入学予定者に対する学修ビデオ視聴・個別学修指導の提供 (③)
- 香川大学法学部との教育連携 (③)
 - *授業科目 (司法制度入門) 開設への協力

専門職大学院（法科大学院）の学生収容定員充足に向けた具体的な対策について

（1）志願者・受験者数を増加させる対策

- ① 神戸大学法科大学院との連携による説明会の共同開催等で従来の説明会参加者よりも広い学生層に本学の教育プログラムや学修プロセスを訴えることで、令和元年度入試の志願者・受験者数を平成30年度から1.5倍程度に増加させている。令和2年度入試に向けてはコロナ禍の影響で上記共同開催の説明会は開催できず、また対面による他者同調のコミュニケーションが難しいなかにおいても、平成30年度並の志願者数等を獲得し、令和元年度に続き質の高い学生が入学している。

入試年度	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
平成30年度	60名	50名	25名	18名（内本学法学部5名）
令和元年度	85名	75名	32名	18名（内本学法学部5名）
令和2年度	61名	52名	25名	15名（内本学法学部7名）

- ② 本学法学部には、3年前から法律専門職養成特定プログラムを提供することで、法科大学院進学希望の学部学生に本専攻教員が直接指導する機会を得ており、法科大学院での教育にスムーズに対応できるよう学修の在り方などを実践的に教示している。これにより本専攻の学修プロセス及び教員に対する信頼を得ており、本専攻への入学者数も増加傾向を見せている。

令和2年4月より法曹養成連携協定に基づく教育連携がスタートすること（上記特定プログラムは年次進行で廃止）で、法曹コース所属の学部学生に対する継続的な個別学習相談等が可能となり、志願者等のさらなる増加も十分に期待できる。本年度は2年次生17名が法曹コースに登録しており、今後、成績判定や進級等の節目に、学部との連携協議会において成績状況等に照らし学生を絞り込んでいく予定である。

（2）歩留率を高める対策

- ① 昨年度実施した「合格者に対する個別学修相談」が相談学生の入学率を高めたことから、これを継続するとともに、さらに合格者に馴染みやすい学習方法と学修プランを丁寧に説明するビデオを作成しその視聴を勧めたところ、視聴学生の入学率を高めた。これらは、事前学習課題への取組において学習が改善工夫される成果も見られ、事前学習が入学後の効果的な学修につながり、本専攻における教育成果を高め、司法試験合格率プラスに働くことで、志願者数等を増加させることともなる。

② 本学独自の給付奨学金制度は、入学時の事前学習課題確認試験結果に基づく奨学金及び入学後における TKC 学力確認試験結果による奨学金があり、いずれも経済的負担のかさむ時期における学習支援と受け止められ、入学動機付けとして強く働いている。学習が成果として表れるためのアウトプットを意識した学修への転換を図る契機となっており、司法試験合格率の向上のみならず司法修習等を含め法曹としての学びを修得することで専門技量を鍛えていくことにつながる。

また、法曹養成連携協定による5年一貫教育に対する奨学金として、さらに優秀な法曹の輩出を期待する地元法律事務所からの基金により、法学部では新たな奨学金支給を検討し、本専攻でもこれと連携した奨学金を設ける予定である。

(3) 司法試験合格率を継続的に向上させる対策

神戸大学法科大学院との教育連携は、司法試験合格率改善を目的に、その助言に基づきカリキュラムや少人数教育の在り方などを抜本的に見直しその成果を検証し、さらなる改善の余地がないかを検討している。

この間の教育連携活動を通じて、本学は、本専攻が専門職大学院として一定の成果を上げ自立的な教育組織となり法科大学院制度を支える教育機関となっていくロードマップを策定している。このマップに従い、適切な人材を確実に選抜する入試の実施、法曹を養成するための教員組織の強化などいくつかの段階を着実にクリアすることで、実績のある法科大学院の仲間入りができる。

現段階では、入学定員充足率100%を追求するとともに、司法試験合格率などの成果向上のため、本学の教育プログラム等を活かせる学生を入試段階で厳格に選抜することが必須であり、そのための出題や採点基準を工夫しブラッシュアップする。同時に、本学法学部のみならず、中四国エリアにおける法学部等に対して本専攻における学修の基本的な考え方を実践とともに提供することで、学修の転換を意識するあるいは志向する学生層を拡大し本専攻を目指す学生数を増やす。

以上